



令和3年度の入札・契約制度の改定について

日本下水道事業団では、工事調達の競争性、公平性、公正性等を確保するため、入札・契約制度を定めていますが、入札参加機会の拡大、受注意欲の促進等を図ることを目的として、入札・契約制度を改正します。令和3年度の主な改正点は次のとおりです。

1. 監理技術者の専任義務の緩和

建設業法に基づく監理技術者の専任義務の緩和に伴い、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合には、特例監理技術者の兼務が認められました。これに伴い、特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事現場の相互の間隔（直線距離）が10km以内であることとしました。

2. 週休2日制適用工事の試行

改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の育成・確保と労働環境の改善を図るため、一部工事で週休2日制適用工事「受注者希望方式」を試行することとしました。

（令和3年10月1日以降に公告を行う工事から試行を開始）

3. 設計変更ガイドラインを全工事に適用

工事の発注者及び受注者双方が設計変更を円滑に実施することができるように「工事請負契約における円滑な設計変更のためのガイドライン（設計変更ガイドライン）」を策定し、全工事に適用することとしました。

4. 会社及び配置予定技術者に求める工事実績要件等の緩和について

- ①土木工事の防食工事では、地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート造の水槽構造物の工事の実績等を求めていましたが、地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート造の実績でも入札に参加できることとしました。
- ②建築工事の耐震改修工事では一定規模の実績や公共建築物、地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート造の建築物の新築・増築工事などの実績を求めていましたが、極めて小規模な工事については、民間工事の実績でも入札に参加できることとしました。

5. 実施時期

1. 3. 4. は令和3年4月1日より適用し、2. は令和3年10月1日より適用します。

【お問い合わせ先】 事業統括部 事業課 山本、長尾 TEL 03-6361-7830